

美馬市防災士連絡会規約

(目的)

第1条 自助・共助の原則のもと、会員の防災・減災に関する知識及び技術の向上並びに情報交換による相互の連携を図るとともに、地域住民の防災・減災に対する意識の向上及び地域の自主防災活動の活性化を支援し、もって安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(名称及び所在)

第2条 この会は、美馬市防災士連絡会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の事務局は、美馬市危機管理課に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 美馬市内に在住、在勤又は在学した者で、特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された防災士のうち、本会の目的に賛同した者
- (2) 美馬市職員で、特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された防災士

(活動)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員の防災・減災に関する知識と技術の向上に資する研修、訓練等の開催
- (2) 会員相互の交流及び情報交換並びに防災・減災に関する情報の提供
- (3) 国、県、市、関連団体等が主催する防災活動への参画又は協力
- (4) 地域の自主防災組織の活動に対する支援
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名

2 会長及び副会長は、第3条第1号の会員の互選とし、総会において承認を得るものとする。

3 事務局長は、美馬市危機管理課長をもって充てる。

4 上記以外の役員、顧問等を総会の承認により置くことができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、本会の議事を記録し、会務の運営及び執行にあたる。

(役員の仕事)

第7条 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 在任期間中に欠員が生じ新たに選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成し、会長が招集し、開催する。

2 定期総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会の議決は、出席した会員の過半数の賛成によるものとする。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画
- (3) 役員を選任
- (4) その他必要と認める事項

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会及び退会)

第10条 本会の目的に賛同し、入会を希望する者は、美馬市防災士連絡会入会届(様式第1号)を事務局に提出するものとする。

2 本会の退会を希望する者は、美馬市防災士連絡会退会届(様式第2号)を事務局に提出するものとする。

(会費)

第11条 本会の会費は、無料とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、総会の議決をもってこれを定める。

付 則

この規約は、令和4年4月30日から施行する。

様式第1号(第10条関係)様式省略

様式第2号(第10条関係)様式省略